

船舶事故等調査報告書

平成26年3月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第159号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年10月8日（火） 13時05分ごろ
発生場所	和歌山県由良町衣奈漁港北東部 由良町所在の衣奈港A防波堤灯台から真方位070°520m付近 （概位 北緯33°59.5′ 東経135°06.8′）
事故等調査の経過	平成25年10月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 寿丸、2.13トン
船舶番号、船舶所有者等	252-26387和歌山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船底部に破口、機関に濡損
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、平成25年10月8日13時00分ごろ衣奈漁港を出発し、和歌山県湯浅^{ひろ}港の係留場所へ向けて航行中、船長が、機関を微速にかけ、手動操舵で東防波堤及び西防波堤の間を通過して操舵ハンドルを中央とした後、前部甲板の生け簀^すの栓を閉めるため、操縦席を離れて生け簀の左舷側に行き、右舷側を向き、しゃがんで生け簀の底の栓を閉めていたところ、13時05分ごろ衝撃を受けて本船が停止した。</p> <p>船長は、周囲を見たところ、海面下に岩が見え、乗り揚げたことに気付いて離礁しようと思ったものの、メインスイッチが焼けて主機を始動することができずにいたが、本船の後に衣奈漁港を出発したプレジャーボート（以下「本件救助船」という。）に発見された。</p> <p>本件救助船の船長は、13時20分ごろ知人に海上保安庁への通報を依頼し、本件救助船のロープを使用して本船を離礁させ、中防波堤までえい航して海上保安官の到着を待った。</p> <p>本船は、和歌山県広川町唐尾^{からお}漁港にえい航されて船底部の修理が行われた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約88cm（和歌山県由良）</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.15m、船尾約1.60mであった。</p> <p>本船には、自動操舵装置はなかった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>

	<p>船長は、携帯電話を所有していなかった。</p> <p>船長は、本船が、衣奈漁港北西方の弁天岩^{べんてんいわ}南方の干出浜（岩）に乗り揚げたものと思っていた。</p> <p>船長は、強風の日を除いてほぼ毎日釣りに行き、漁獲物を衣奈漁港に揚げていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>本船は、衣奈漁港を手動操舵で航行中、船長が、東防波堤及び西防波堤の間を通過して操舵ハンドルを中央とした後、操縦席を離れ、前部甲板の生け簀の栓を閉めており、見張りを行っていなかったことから、同漁港北東部の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、衣奈漁港を手動操舵で航行中、船長が、東防波堤及び西防波堤の間を通過して操舵ハンドルを中央とした後、操縦席を離れ、前部甲板の生け簀の栓を閉めており、見張りを行っていなかったため、同漁港北東部の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 進路目標を正しく定めて向首していることを確認し、手動操舵で航行中は、操縦場所を離れないこと。 ・ 携帯電話を所持するなどし、他船や陸上との連絡手段を確保しておくこと。